

事務連絡
令和6年1月9日

各 茨城県災害福祉支援ネットワーク構成団体 殿

茨城県福祉部長

令和6年能登半島地震の発生に伴う石川県からの災害派遣福祉チーム
(DWA T) 派遣依頼について

日頃より、本県の福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県知事から、別添のとおり各都道府県知事に対して災害派遣福祉チーム（以下、「DWA T」という）の派遣依頼がありました。

現在、災害福祉支援ネットワーク中央センター（全国社会福祉協議会）の調整により、8府県（群馬県、静岡県、京都府等）のDWA Tが1月10日（水）から活動予定ですが、被災者の避難生活の長期化が見込まれることから、今後、本県においてもDWA Tを派遣する可能性がございます。

各構成団体におかれましては、協力施設及びDWA T登録者に対して周知いただきますとともに、本県のDWA T派遣が決定した際には、DWA Tチーム員の編成・派遣調整等について御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ先・担当】

茨城県福祉部福祉政策課

地域福祉 G 佐藤

TEL : 029-301-3157

Mail : fukushi1@pref. ibaraki. lg. jp

厚 第 2055 号
令和 6 年 1 月 5 日

各都道府県知事 様

石川県知事 馳 浩
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震に係る災害派遣福祉チームの派遣について (依頼)

令和 6 年能登半島地震の発生に伴い、高齢者、障害者、こども等の要配慮者が多くの避難所で生活しております。住宅の復旧等の目途が立たず、避難生活が長期化する状況が見込まれる中、今後、福祉的ニーズの増加等により、本県だけの対応が困難なことが見込まれるため、貴都道府県の災害派遣福祉チームの派遣をお願いいたします。

派遣先や派遣期間等の詳細については、追って調整の上、ご連絡させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、災害派遣福祉チーム派遣に係る費用は石川県が災害救助法による救助費から支給いたしますので、各都道府県は費用をとりまとめて石川県へ救助法による求償を行ってください。

(参考「令和 6 年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」)

(事務担当)

石川県健康福祉部厚生政策課
地域福祉グループ
TEL 076-225-1478